

【S I C O R P】平成23年度委託研究契約FAQ（企業等用）

＜直接経費・間接経費＞			
No	分類	質問	回答
1	①物品費	発注から納品まで相当の期間を要する研究設備について、前年度に発注、次年度に納品とすることは可能か。	委託研究契約が複数年度契約の場合は、研究実施期間の範囲内で、年度跨りの調達等の契約が可能です。（但し、承認済みの研究計画書にもとづく調達であることが前提となります。） なお、後年度負担額について、委託研究契約上の特約条項により、JSTの責によらない不測の事態が発生した場合には、複数年度契約の期間中であっても研究契約の解除や研究費縮減の措置を取らざるを得ない場合があります。また研究進捗状況等により後年度の予算が変更となることもありますのでご留意下さい。
2	①物品費	今回の研究計画の中では、一部特殊な光源を使用して研究を行っている。この光源については、その仕様の特異性から「主たる共同研究者」の所属する企業A社のみしか扱っていない。このような調達を行うことは可能か。	国際科学技術共同研究推進事業 戦略的国際共同研究推進プログラム（以下「本事業」という）においては、原則として代表者及び主たる共同研究者の所属する機関との間で委託研究契約を締結することにより事業を推進しております。この委託研究契約は、各研究機関のもつ稀有既存の技術者、インフラ等を利用することで成り立つと考えます。一方で、機器の販売により利益を与えることを主旨としていないのは言うまでもなく、左記のような調達は疑義の元となる場合があります。 従って本研究に係るチーム内のグループ間での調達契約が必要な場合は、市場価格未調で調達されることが望ましいと考えます。この場合、当該研究を推進するに当たり、当該企業からの購入に合理的理由のあることが前提となります。
3	①物品費	書籍について、例えば化学英語の辞典や英和・和英辞書などは直接経費として支出できるか。	当該書籍が、他の業務と共用で使用されるものであれば、直接経費からの支出は出来ません。しかし、当該書籍が委託研究に直接的に必要であり、当該委託研究に専ら使用されるものであれば、汎用的な辞典や辞書であっても、直接経費から支出することは妨げませんので、研究機関で適切に判断の上、支出してください。 なお、学生の教育目的、あるいは個人のスキルアップを目的とする支出を直接経費から行うことは出来ません。
4	②旅費	研究機関の規程により海外出張の際に必ず指定された額の保険に加入しなくてはならないが、本事業に従事する研究者の上記保険料を支出することは可能か。	本海外出張が本事業の研究推進に必要な業務であるかどうかを勘案の上、機関の出張規定に照らして各機関において適切にご判断ください。
5	②旅費	海外出張の旅費精算について、他業務とつなげて海外出張する際に、往路と復路で航空券代金を分割し、往路（または復路）だけJSTの委託費から支出することは可能か。 【本プログラムのみのFAQ】	合理的に按分(区分)いただければ、本事業にかかる分を委託研究費で執行していただくことができます。基本的に、事務処理説明書に則りつつ、事務処理説明書で明示していない、或いは、判断できないものに関しましては、貴機関の規定に基づき合理的にご対応ください。
6	③人件費・謝金	雇用水準や雇用期間は、JSTの規程があるのか。それとも内部規程に基づくことでよいのか。	所属機関の規程に準拠してください。 但し、必要な人材が適正な処遇で雇用されるようご配慮下さい。
7	③人件費・謝金	一時的作業で謝金を支払う場合に、研究計画書記載のメンバーである必要があるか。	直接経費で人件費・謝金を支払う場合は、原則として、その支出対象が「研究計画書に記載された研究参加者である」という要件を満たす必要があります。 ただし、一時的(3ヶ月未満)な作業等に対して謝金(アルバイト料)を支払う場合については、研究計画書への登録を省略することができます。また、会議等に招聘する外部講師も上記に準じ、一時的な参加であれば登録を省略することができます。 したがって、予め3ヶ月を超える作業が想定される場合は、研究計画書に研究参加者として登録することが必要です。 なお、研究計画書への登録を省略する場合であっても、その研究参加者は当該研究に必要不可欠であることが前提となります。
8	③人件費・謝金	退職金を直接経費で計上することは認められるか。 また、退職給付引当金を計上することは可能か。	退職金は、当該委託研究のために雇用された期間に対する退職金に限り計上可能です。 また、退職給付引当金は、各研究機関が機関の規定に従って適正に算定を行い、対象者毎に金額を明らかに出来る場合に計上が可能です。
9	③人件費・謝金	直接経費で雇用する者が、有給休暇を取得した場合、当該有給休暇部分を直接経費として計上出来るのか。	当該委託研究に係る雇用期間中に取得した有給休暇の使用である場合には(雇用期間に見合った日数であり、他の雇用期間に取得した有給休暇の繰越使用などではない場合)、雇用契約書等において有給休暇の取扱いが規定されていれば可能です。 また、当該研究者等が複数の研究資金等により雇用される場合には、従事日誌に基づく従事時間(裁量労働制を適用している場合には研究機関で適切に設定を行ったエフォート率)により按分して取得することも可能です。
10	③人件費・謝金	直接経費で雇用する者の人件費として計上可能な項目は、以下のうち、いずれか。 1. 諸手当関係 ・扶養手当 ・時間外勤務手当 ・家賃補助 ・通勤手当 ・勤務地加算 2. 社会保険料関係 ・健康保険 ・介護保険 ・厚生年金 ・厚生年金基金 ・雇用保険 ・児童手当拠出金 ・労災保険 3. 雇用時の付帯費用 ・赴任旅費 ・赴任旅費(被扶養者) ・面接に係る旅費 ・研究員募集広告	○当該委託研究に専従する者の場合 ・各研究機関の規定に準拠することとなります。 ・なお3. 付帯費用を計上する場合、「人件費・謝金」ではなく、適切な科目に計上をお願い致します(赴任旅費＝「旅費」、募集広告＝「その他」)
11	③人件費・謝金	講師謝金について2点ほど伺いたい。 ・講演会や講習会を開催する場合の講師に対する謝礼は、謝金で支払いできるか。 ・上記の支払いができる場合、JSTの謝金規定があるのか。それとも各機関の謝金の規定に基づく支払いで良いのか。	当該委託研究に専ら必要とされるものであれば、外部講師等に係る、いわゆる講演謝金についても直接経費の人件費・謝金から支出が可能です。 ここでいう外部とは貴機関外ではなく「研究チーム外」を指します。 本事業は研究代表者を元に複数機関が共同研究を行う体制(チーム)を組みますため、共同研究者として参画登録されている方は研究実施者として謝金の支出が出来ませんので、ご注意ください。 なお、単価等は各研究機関の規程類に準拠致します。特にJSTから単価等は定めておりません。

【S I C O R P】平成23年度委託研究契約FAQ（企業等用）

＜直接経費・間接経費＞			
No	分類	質問	回答
12	④その他	予定していた海外出張が急遽予定変更となった。これに伴うキャンセル料は直接経費として支出可能か。	キャンセル料については、一般的には天災等の真に止むを得ない理由であれば直接経費から支出できます。具体的な個々の事業の適否については、各機関の規定にもとづき、各機関において適切に判断をしてください。なお、事務手続き上の誤りや自己都合による場合には支出することは出来ません。
13	④その他	フィールドワーク先までレンタカーを使用する必要性が生じ、それに係るガソリン代と高速道路料金を支払うケースが生じた。これらはどのように処理するべきか。また、委託研究費から計上する場合、どの費目で計上するのが適切か。	移動手段としてのレンタカー、燃料代、高速道路料金の取り扱いにつきましては、効率性・経済性に配慮した上で、各研究機関の規定に基づき適切に判断してください。なお、費目につきましてはその他としてご計上ください。
14	④その他	研究設備の保守及び修理に係る費用を直接経費から支出することはできるか。 また保守については、その契約形態が保守費全額の前納を必要とする年間契約のみとなっており、かつ、年度をまたぐ契約（12月～翌年11月まで）しか出来ない場合、どのように計上すればよいのか。	当該委託研究において専ら使用する機器の保守料あるいは修理費であれば、直接経費から支出することができます。 また、年度をまたぐ保守契約においては、年間保守料の全額を前納した場合であっても、当年度に発生した費用分（12月～翌年3月まで）のみが直接経費の計上対象となります。なお、この場合の翌年度分（4月～11月まで）の保守料は、委託研究が継続される場合に限り、翌年度の直接経費として計上することができます。
15	④その他	既に雇用している研究員の人件費を直接経費から支出できないのか。例えば、当該研究員の雇用契約における従事内容や雇用目的を変更することにより直接経費から給与を支払うことは可能か。	直接経費で研究員を雇用する場合においては、原則として、「新たに雇用する専従者」という要件を満たす必要がありますが、他の外部資金等で雇用されていた者であっても、間をおかず当該委託研究の専従者となる場合は、「新たに雇用」と見なします。なお、その際は、雇用契約等における従事内容や雇用目的の変更が必要となります。
16	④その他	手数料に関する以下のケースについて、直接経費で計上してよいのか。 ○研究発表のための学会参加費の立替払いにおいて、立替を行った研究者が振込手数料を負担した場合 ○海外から特殊な種子を輸入したが、この購入にかかる個別送金手数料	手数料については一般管理費的性格を有することから、原則として間接経費から計上してください。 ただし、当該委託研究に直接必要なものに係る手数料であり、他の手数料と明確に区別できる場合は、例外的に直接経費にて計上することも可能です。 当該場合にあたるかは、貴機関で適切にご判断ください。
17	④その他	学会に関する費用について、直接経費から以下の支出が認められるか。 ・参加費（登録費） ・予稿集代 ・年会費 ・懇親会費	当該研究題目に係る研究発表等、当該委託研究に直接必要な学会参加に関する費用である場合には、「参加費（登録費）」および「予稿集代」の支出は可能ですが、個人又は研究機関の権利となるものへの支出は出来ません。従って、「年会費」は支出できませんのでご注意ください。 懇親会費については以下の2通りに分けて考えます。 ①：学会参加費と懇親会費のそれぞれの金額が開催案内等で明示されており、分けて支出することが可能なもの。 一貫費を財源とすることから、直接経費以外の経費にて支出をお願い致します。 ②：学会参加費＝参加費＋懇親会費となっており、総額での支払いを必要とするもの 一研究機関の規定の範囲内で何らかの合理的な考え方（旅費支払いを行っている場合には日当等の食事相当額を控除すること、会議費等の機関内の支給基準を準用すること等）に基づき、過剰な支払いとならないよう適切にご判断の上、処理を行ってください。
18	④その他	専用メーターが装備されていない場合であっても合理的な算定根拠がある場合には光熱水を直接経費から支出することが可能とされているが、合理的な算定根拠とは、具体的にどのようなものをいうのか。	光熱水料の合理的な算出方法例としては、以下のようなものが考えられます。 但し、施設単位で算定方法が統一されており、個々の負担額の総額が、施設での発生総額に対し過不足の生じないことが前提となります。 なお、以下はあくまでも例示ですので実際の計算にあたっては、各機関がその合理性を十分に説明しうる方法にて行ってください。 【ケース1】フロアーの一部を占有エリアとして当該研究を実施している場合 （例1）光熱水料＝電力会社の契約単価（円/kwh）×{（フロアー全体の使用電力量÷フロアー全体面積）×（当該研究を実施している占有エリア面積）} （例2）光熱水料＝フロアー全体の年間又は月毎の光熱水料×（当該研究を実施している占有エリア面積÷フロアー全体面積） 【ケース2】研究設備を共同利用している場合（スパコン、高圧電子顕微鏡など） （例）光熱水料＝（設備の定格電力量×電力会社の契約単価（円/kwh））×使用時間 【ケース3】フロアーの一部又は全部を占有した特別の区画内に設置されている設備（クリーンルーム内にある設備） （例）光熱水料＝（設備の定格電力量×電力会社の契約単価（円/kwh））×使用時間＋（クリーンルーム全体の年間又は月毎の光熱水料）×（クリーンルーム全体の中で使用設備が占める面積割合（20%であれば0.2））
19	④その他	試作品やソフトウェア開発は、どの予算費目で仕訳すべきか。	試作品は、物品費に計上を行ってください。また、ソフトウェアについては、既製品の場合は「物品費」、外注品の場合は「その他」に計上してください。
20	⑤間接経費	プリンタのトナーや文具類、事務什器等の環境整備費用は直接経費で支出できるか。	当該事務機器や消耗品が他の業務と共用で使用されるものであれば、直接経費からの支出は出来ません。但し、当該委託研究に直接的に必要であり、研究実施現場において委託研究のために専ら使用するものであれば、汎用的な事務機器や消耗品であっても、直接経費から支出することが可能です。研究機関の責任において適切に判断の上、支出してください

<知的財産関係>

No	質問	回答
1	委託研究契約書第14条文中の“著作者人格権の不行使”とは具体的にはどのようなこと指し示すのか。	「著作者人格権」には下記の3つの権利があります。また、「実演家人格権」には(2),(3)の権利があります。これらは譲渡することができないもので、著作者の手元に残り続ける権利です。 (1)公表権 著作物を公表するかしないか、公表するとすればどのように公表するかを定めることができる権利。 (2)氏名表示権 著作物に氏名を表示するかしないか、表示する場合に本名を表示するか、ペンネームを表示するかを決めることができる権利。 (3)同一性保持権 著作物の改変、変更、切除などを認めない権利。 例えば「著作者人格権」が問題になるケースとして、音楽の場合で言えば「替え歌」がその典型的な例です。著作者に無断で替え歌にすることは、上に示した「同一性保持権」を侵害することになります。 本委託研究においては、研究成果として著作物が創出された場合に、一般的な特許権と同様に研究機関で権利を承継して頂くことができます。本条は、その権利を行使する際に「著作者人格権」等が侵害されないよう、権利を承継する研究機関自身が著作者との間で権利不行使等の必要な措置を講じていただくための規定です。
2	研究機関が取得した特許等について、その後の研究機関として不要になったと判断した場合、①放棄、②発明者に返還してよいのか？ また③JSTに譲渡することはできるか？	①について、放棄等した場合は「知的財産権設定登録等通知書」により報告を、 ②発明者を含め他者に譲渡する場合は「知的財産権移転承認申請書」により申請を、それぞれJST宛に行ってください。 ③について、JSTは他者が出願した特許等の受け入れを行っておりません。
3	委託研究契約書第12条1項において研究機関が、機構が有する知的財産権の譲渡を受ける際の条件として、「発明者の同意が得られること」を挙げられているが、なぜ発明者の同意が必要なのか？	当機構では特許の扱いに関して、発明者の意向はできる限り尊重する方針です。そのため、譲渡についても発明者の同意を得ることと定めております。なお、本条項で定める「研究機関」とは本契約書の締結先であり、当該特許の発明者が所属する機関を指します。よって機構は、発明者の所属機関に対してのみ、機構が所有する特許を、出願後であっても譲渡することができます。なお、本条項に記載の「発明者の同意」とりつけるのは、譲渡を受けようとする研究機関となります。
4	所属する研究者が研究に参加するにあたり、職務発明規程の整備は必要か。	職務発明規程が整備されていない場合でも、本委託研究実施の過程で生じた知的財産権については、産業技術力強化法（日本版パイドール法）の適用により、一定の遵守事項が履行されることを条件として、研究機関が承継することもできます。したがって、研究に参加するにあたり、同規程の整備は必須ではありません。ただし、研究機関が承継する場合には、研究の実施に伴い発生する知的財産権は研究機関に帰属する旨の契約を当該研究に参加する研究者等と取り交わす、またはその旨を規定する職務発明規程が整備されていることが望まれます。
5	企業等（研究機関）は、企業等（研究機関）に所属する研究者（研究機関発明者）がなした発明等を承継しないという決定をしてもよいのか？	JSTは、研究機関に対し、発明等の承継を強制するものではありません。各研究機関において適切に判断してください。

＜国際共同研究契約＞

No	質問	回答
1	相手国機関と国際共同研究契約を締結するにあたり、契約書にどのような項目を盛り込むべきか。 また、JSTは、契約書において知的財産に関する取扱い(産業技術力強化法、日本版パイドール法)を定めるよう推奨しているが、同法の英訳はあるか。 【本プログラムのみのFAQ】	契約書に盛り込むべき文言については、 http://www.jst.go.jp/inter/cooperation/agreement.htmlを参照ください。 また、産業技術力強化法(日本版パイドール法)の翻訳は、「日本法令外国語訳データベースシステム」(http://www.japaneselawtranslation.go.jp/?re=01)にて公開されています。翻訳は公定訳ではないことにご留意の上、ご参照下さい。 なお上述のデータベースでは、平成21年に改正された19条4項は反映されておりません。19条について、JSTで作成した仮訳(非公式)を下記(※)に示しますのでご参照ください。
2	相手国機関と国際共同研究契約を締結するにあたり、国際共同研究契約に書かれる共同研究期間と、JSTと国内研究機関との間で締結される委託研究契約の期間は、一致する必要があるか。 【本プログラムのみのFAQ】	日本と相手国では会計年度が異なる場合があること、研究機関とファンディングエージェンシーとの間で交わされる委託研究契約の期間が日本と相手国とで異なること等により、国際共同研究契約に書かれる共同研究期間と、JSTと国内研究機関との間で締結される委託研究契約の期間にずれが発生する場合があります。かかる事態が発生する恐れがある場合は、個別にご相談ください。
参 考	(※)産業技術力強化法 第19条 第十九条 (国が委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱い) 国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果(以下この条において「特定研究開発等成果」という。)に係る特許権その他の政令で定める権利(以下この条において「特許権等」という。)について、次の各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者又は請負者(以下この条において「受託者等」という。)から譲り受けなければならないことができる。 一 特定研究開発等成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者等が約すること。 二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。 三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。 2 前項の規定は、国が資金を提供して他の法人に技術に関する研究及び開発を行わせ、かつ、当該法人がその研究及び開発の全部又は一部を委託する場合における当該法人と当該研究及び開発の受託者との関係及び国が資金を提供して他の法人にソフトウェアの開発を行わせ、かつ、当該法人がその開発の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合における当該法人と当該開発の請負者との関係に準用する。 3 前項の法人は、同項において準用する第一項第二号又は第三号の許諾を求めようとするときは、国の要請に応じて行うものとする。 4 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であつて政令で定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ国の承認を受けることを受託者等が約すること。	Article 19 (Handling of Patent Rights Pertaining to Results, etc. of Research and Development Entrusted by the National Government) In order to vitalize technology-related research and development activities and promote effective utilizations of the results thereof in business activities, if the patent right or other right specified by Cabinet Order (hereinafter in this Article referred to as "Patent Right, etc.") pertaining to the result of technology-related research and development entrusted by the national government or of software development that the national government has contracted for work (hereinafter in this Article referred to as "Result of Specified Research and Development, etc."), falls under all of the following items, the national government may decide not to accept those Patent Rights, etc. from that entrusted party or contractor (hereinafter in this Article, "Trustee, etc."): (i) In the case that Result of Specified Research and Development, etc. is obtained, the Trustee, etc. promise to report to that effect to the national government without delay. (ii) In the case that the national government finds it particularly necessary for the public interest and makes a request, making clear the reasons therefor, the Trustee, etc. promise to grant to the national government the right to use said Patent Rights, etc. without charge. (iii) In the case that the national government recognizes that said Patent Right, etc. have not been utilized within a reasonable time and does not find any justifiable grounds as to why said Patent Rights, etc. have not been utilized within a reasonable time, and in case the national government finds that utilization of said Patent Rights, etc. is particularly necessary for promoting the use of said Patent Rights and makes a request making clear the reasons therefor, the Trustee, etc. promise to grant to a third the right to use said Patent Rights, etc. (2) The provisions of the preceding paragraph shall apply mutatis mutandis to the relationship between another juridical person to whom the national government has provided funds and has had technology-related research and development performed thereby where that said juridical person entrusts all or a part of that research and development and the party which has been entrusted to do said research and development, and also to the relationship between another juridical person to whom the national government has provided funds and has had software development conducted thereby where that said juridical person contracts out for work all or a part of that development to another party, and said contractor for the development. (3) When the juridical person of the preceding paragraph, request the authorization set forth in paragraph 1, item 2 or item 3 applied mutatis mutandis in the same preceding paragraph, the juridical person shall do so in response to a request of the national government. (4) In the case that said Patent Right, etc. is transferred to a third party, or in the case that the right to use said Patent Rights, etc. which is specified by Cabinet Order is agreed to be set or be transferred to a third party, the Trustee, etc. promise to obtain prior approval from the national government, excluding the case of transfer by split or merger, or other cases which are specified by government ordinance as unlikely to cause prejudice to utilization of said Patent Rights, etc.

【S I C O R P】平成23年度委託研究契約FAQ（企業等用）

<決算報告・収支簿>

No	質問	回答
1	他の資金とJSTの直接経費を合算して使用できるのか。	本事業の当該年度の直接経費の未執行残額が生ずる場合に、研究機関が有する他の経費（その経費が特定の用途目的を有するなどのため、本事業の直接経費と合算使用できないものを除く）を加えて、本事業の委託研究の目的に使用することは可能です。但し、上述の方法により固定資産（取得金額20万円以上の設備、ソフトウェア等）を購入することは認められません。
2	調達等に係る業者等への支払いは3月31日までに完了しなければならないのか。当機関の支払日が、月末締め翌月末払いとなっているので、3月納品分については、4月末払いとなってしまう。	業者等への支払いの期限は「委託研究実績報告書の提出期限まで」となっており、研究実施期間が年度末まで継続する場合は、翌事業年度の4月30日が支払期限となります。したがって、ご質問のように納品検収が3月末までに行われ、業者等への支払が4月になされるものについては、納品検収が完了した年度の委託研究費にて経費を計上して下さい。
3	委託研究契約事務処理説明書の別添2「証拠書類一覧」のうち、当機関内の規定等により証拠書類として編纂していないものがある。この一覧にある証拠書類は必ず整備する必要があるのか。	別添2「証拠書類一覧」は、公的資金を扱う機関が一般に揃えている証拠書類等を参考として例示したものであり、一義的には、編纂対象となる証拠書類は各研究機関の経理規定等に準拠して頂くこととなります。従いまして、上述一覧と書類が一致していなくても、代替する書類で説明可能であれば、必ずしも同一のものを整理保管する必要はありません。 当該委託研究費の執行に係る透明性・適正性を担保する目的で、研究機関内の意思決定から契約・検収・支払いまでの過程が確認できる一連の証票類を証拠書類として整備・保管して下さい。
5	本事業の返還連絡書（経理様式5）の提出について。 委託研究費の返還がない場合も提出が必要か。 【本プログラムだけのFAQ】	返還がない場合は提出は不要です。返還がない旨を平成24年3月12日までにご連絡ください。

<その他>

No	質問	回答
1	本研究で大きな成果が出た場合、プレス発表はどのように行うのか。	研究機関とJSTとで共同でプレス発表させて頂きたいと考えます。内容は、研究担当者、研究機関と個別に調整、相談させていただきます。
2	当機関から他機関へ再委託を行いたい案件があるが、再委託用の契約雛形はあるか。	当事業では、研究開発要素を含む再委託は原則として認められておらず、再委託用の契約雛形も用意しておりませんので、まずはJSTへご相談ください。 なお、例えばソフトウェアプログラムの作成といった、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約については上述の再委託には当たらないとして、直接経費で執行することができます。
3	当該委託研究の推進上、外部の機関にて実験を行う必要があるが、当該委託研究費にて購入した設備等を外部の実験室に持ち込むことは可能か。	研究推進上の必要性があることを前提に可能ですが、当該設備を持ち出す期間、持ち出し先に応じて処理が異なります。詳しくは、事務処理説明書「物品の移動等について」の項目をご覧ください。
4	委託研究費の概算払いを受けることにより、口座に利息が生じたが、この利息分については、JSTに報告する必要があるのか。報告するための所定の様式はあるのか。	当該研究の委託研究費に係る利息分については報告の必要はありません。当該利息分については、当該研究に直接的あるいは間接的に資する目的でご使用頂くのが望ましいと考えます。
5	消費税相当額とは何か。	委託研究契約は、消費税法上の「役務の提供」に該当するため、委託契約額の総額が消費税の課税対象となります。一方で、支出額に人件費・外国旅費等の非課税・不課税取引が含まれる場合には未払消費税が発生することになります。これを「消費税相当額」として企業等(研究機関)に留保しておくことが可能です。